就業規則　規定例

**【交付要綱第3条第3項（１）②で規定する年次有給休暇の計画的付与について】**

1. 1項～3項（略）

４　前項の規定にかかわらず、労働者代表との書面による協定により、各労働者の有する年次有給休暇日数のうち5日を超える部分について、あらかじめ時季を指定して取得させることがある。

**【交付要綱第3条第3項（１）③で規定する時間単位の年次有給休暇について】**

（年次有給休暇の時間単位での付与）

1. 労働者代表との書面による協定に基づき、前条の年次有給休暇の日数のうち、1年について5日の範囲で次により時間単位の年次有給休暇（以下、「時間単位年休」という。）を付与する。
2. 時間単位年休付与の対象者は、すべての労働者とする。
3. 時間単位年休を取得する場合の、1日の年次有給休暇に相当する時間数は、以下のとおりとする。
   1. 所定労働時間が5時間を超え6時間以下の者…6時間
   2. 所定労働時間が６時間を超え７時間以下の者…７時間
   3. 所定労働時間が７時間を超え８時間以下の者…８時間
4. 時間単位年休は1時間単位で付与する。
5. 本状の時間単位年休に支払われる賃金額は、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の1時間当たりの額に、取得した時間単位年休の時間数を乗じた額とする。
6. 上記以外の事項については、前条の年次有給休暇と同様とする。

**【交付要綱第3条第3項（１）③で規定する特別休暇について】**有給であって、次の①～④のいずれかの内容を満たす休暇をいう。

① 病気休暇

（規定例）

第〇条 労働者が私的な負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、有給による病気休暇を〇日与える。

２ 休暇取得の際の支払賃金の計算方法については、年次有給休暇と同様の方法により算定する。

３ 休暇を取得する場合は、所定の手続きにより所属長に申請しなければならない。

② 教育訓練休暇

（規定例）

第〇条 労働者が自発的に教育訓練を受講する場合に、有給による教育訓練休暇を〇日与える。

２ 休暇取得の際の支払賃金の計算方法については、年次有給休暇と同様の方法により算定する。

３ 休暇を取得する場合は、所定の手続きにより所属長に申請しなければならない。

③ ボランティア休暇

（規定例）

第〇条 ボランティア休暇は有給とし、付与日数は１年間につき〇日を限度とする。なお、この場合の１年間とは毎年４月１日から翌年の３月31日までの期間とする。

２ 休暇取得の際の支払賃金の計算方法については、年次有給休暇と同様の方法により算定する。

３ 休暇を取得する場合は、所定の手続きにより所属長に申請しなければならない。

④ その他特に配慮を必要とする労働者のための休暇

（規定例１：不妊治療に関する休暇）

第〇条 労働者が不妊治療を受けている場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときには、必要と認められる日数（時間数）について、有給による休暇を与える。

２ 休暇取得の際の支払賃金の計算方法については、年次有給休暇と同様の方法により算定する。

３ 休暇を取得する場合は、所定の手続きにより所属長に申請しなければならない。

（規定例２－１：時間単位の特別休暇（利用目的を限定しない場合））

第○条 労働者が時間単位の休暇を取得する必要がある場合に、有給による時間単位の特別休暇を与える。

２ 時間単位の特別休暇は１時間単位で付与する。

３ 休暇取得の際の支払賃金の計算方法については、時間単位の年次有給休暇と同様の方法により算定する。

４ 休暇を取得する場合は、所定の手続きにより所属長に申請しなければならない。

（規定例２－２時間単位の特別休暇（利用目的を限定する場合（※利用目的はこの事例に限るものではない））

第○条 労働者が私的な負傷又は疾病のため通院する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、有給による時間単位の休暇を与える。

２ 時間単位の特別休暇は１時間単位で付与する。

３ 休暇取得の際の支払賃金の計算方法については、時間単位の年次有給休暇と同様の方法

により算定する。

４ 休暇を取得する場合は、所定の手続きにより所属長に申請しなければならない。

**【交付要綱第3条第3項（１）④で規定する勤務間インターバルについて】**

1. 休息時間と翌所定労働時間が重複する部分を労働とみなす場合

|  |
| --- |
| （勤務間インターバル）  第〇条　いかなる場合も、労働者ごとに1日の勤務終了後、次の勤務の開始までに少なくとも、〇時間の継続した休息時間を与える。  　２　前項の休息時間の満了時刻が、次の勤務の所定始業時刻以降に及ぶ場合、当該始業時刻から満了時刻までの時間は労働したものとみなす。 |

1. 始業時刻を繰り下げる場合

|  |
| --- |
| （勤務間インターバル）  第〇条　いかなる場合も、労働者ごとに1日の勤務終了後、次の勤務の開始までに少なくとも、〇時間の継続した休息時間を与える。  　２　前項の休息時間の満了時刻が、次の勤務の所定始業時刻以降に及ぶ場合、 　　翌日の始業時間は、前項の休息時間の満了時刻まで繰り下げる。 |

1. 災害その他避けることができない場合に対応するため例外を設ける場合

①又は②の第1項に次の規定を追加。

|  |
| --- |
| ただし、災害その他避けることができない場合は、この限りではない。 |

このほか、必要に応じて、勤務間インターバルに関する申請手続きや勤務時間の取り扱いなどについて、就業規則等の規定の整備を行う必要がある。

**【交付要綱第3条第3項（１）⑤で規定する週休２日制の推進について】**

①　完全週休二日制の場合

（休日）

第２０条 休日は、次のとおりとする。

① 〇曜日及び〇曜日

② 国民の祝日（日曜日と重なったときは翌日）

③ 年末年始（１２月 日～１月 日）

④ 夏季休日（ 月 日～ 月 日）

⑤ その他会社が指定する日

２ 業務の都合により会社が必要と認める場合は、あらかじめ前項の休日を他の日と振り替えることがある。

②　１か月単位の変形労働時間制（隔週週休２日制）の場合

（休日）

第２０条 休日は、次のとおりとする。

① 〇曜日

② 令和 年 月 日を起算日とする２週間ごとの第２　〇曜日

③ 国民の祝日（日曜日と重なったときは翌日）

④ 年末年始（１２月 日～１月 日）

⑤ 夏季休日（ 月 日～ 月 日）

⑥ その他会社が指定する日

２ 業務の都合により会社が必要と認める場合は、あらかじめ前項の休日を他の日と振り替えることがある。

③　一年単位の変形労働時間制の場合

（休日）

第２０条 １年単位の変形労働時間制の適用を受ける労働者の休日については、１年単位の変形労働時間制に関する労使協定の定めるところにより、対象期間の初日を起算日とする１週間ごとに１日以上、１年間に〇日以上となるように指定する。その場合、年間休日カレンダーに定め、対象期間の初日の３０日前までに各労働者に通知する。

２ １年単位の変形労働時間制を適用しない労働者の休日については、以下のとおり指定し、月間休日カレンダーに定め、対象期間の初日の３０日前までに各労働者に通知する。

① 日曜日（前条第３号の特定期間を除く。）

② 国民の祝日（日曜日と重なったときは翌日）

③ 年末年始（１２月 日～１月 日）

④ 夏季休日（ 月 日～ 月 日）

⑤ その他会社が指定する日